

南九州市告示第159号

南九州市認可地縁団体による不動産登記法の特例に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年8月24日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市認可地縁団体による不動産登記法の特例に係る事務処理要綱
の一部を改正する要綱

南九州市認可地縁団体による不動産登記法の特例に係る事務処理要綱（令和元年南九州市告示第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「第260条の38」を「第260条の46」に改める。

第1号様式から第5号様式まで中「第260条の38」を「第260条の46」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。